

労働者派遣事業 マージン率等の情報提供について

① 令和6年6月3日付け 派遣労働者数

0人

② 令和5年度 派遣先事業所数（実数）

0事業所

③ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 労働者派遣に関する料金の額の平均値

0円

④ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） 派遣労働者の賃金の額の平均額

0円

⑤ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日） マージン率

0.0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率（%）表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 （注）キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-JT	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
新規採用者訓練	雇入時	OFF-JT	無償	有給
システム設計・技能訓練	派遣中	OJT・OFF-JT	無償	有給
開発リーダー就任研修	入社2年目以降	OFF-JT	無償	有給
情報セキュリティ教育	派遣中	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 派遣元責任者 電話番号 06-6251-0315

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）

各種保険、正社員登用制度、資格取得支援、確定拠出年金など

事業所名 株式会社スリート
許可番号 派27-302531